

令和 7 年第 1 2 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 1 2 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 1 2 月 2 5 日、第 1 2 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保
2 草 薙 初 夫
3 若 菜 成 之
4 曾 根 将 彦
5 池 上 元 徳
6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充
8 小 泉 聡
1 0 吉 川 浩 正
1 1 市 川 芳 明
1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

9 鈴 野 伸 吾

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第22号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 議案第37号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 5 議案第38号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第39号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時32分開会

議長 それではただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和 7 年第12回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは本日の議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配布されておりますと
おり、定めましたのでご了承願います。なお 9 番鈴野伸吾委員から欠席の届けが出
ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番森川保委員、10番吉川浩正委
員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第 2 諸報告でございます。資料をご覧ください。
まずは、1 の会務報告です。今回は11月25日（火）から、12月24日（水）までの概
要でございます。先月11月25日（火）、この場所におきまして、令和 7 年第11回定例
総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、1 件、1 筆の農地転用届
出、農地法第 5 条、5 件、8 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分
の報告をいたしました。議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明
について 2 件 7 筆、農用地利用集積等促進計画について貸し人 1 名、借り人 1 名の
合計 3 議案につきまして、ご審議・ご承認をいただきましたので、事後、それぞれ
所要の手続きをいたしました。11月25日（火）から12月 1 日（月）にかけて、農業
委員による農地パトロールを行っています。また、12月15日（月）から19日（金）
にかけて、地域計画更新に係る協議の場を 3 回開催しました。12月17日（水）には、
横浜市内で開催された農業会議の常設審議委員会に会長が出席されています。12月
18日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行ないました。
続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行、件数は、合計11件でございます。
内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をいた
しました。諸報告は以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に日程第 3、報告第22号、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用届出について

を事務局より、報告を求めます。

事務局

日程第3、報告第22号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年12月25日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。農農地法第5条届出について、地目、畑が10筆、地積合計1860.02㎡、合計としまして、畑が10筆、地積合計1860.02㎡で届出件数が4件でございます。以上です。

議長

ただいま、報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

本件報告ですので、ご了承願います。

次に日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第4、議案第37号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和7年12月25日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の2ページをご覧ください。譲渡人は、横浜市都筑区加賀原1丁目■■■■■にお住いの■■■■■さん、譲受人は、座間市入谷西4丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さんです。土地につきましては、番号1、座間2丁目■■■■■、登記地目田、地積991㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■■、登記地目田、地積502㎡です。

場所は、資料の3頁と4頁の案内図をご覧ください。3ページの番号1は、老人ホーム太陽の家の西側でございます鳩川沿いの市街化調整区域1筆と、4ページの番号2は、入谷小学校の西側でございます市街化調整区域の1筆です。

なお、登記地目は両方田となっておりますが、現況では、2筆共に畑になっております。お手元のタブレット又はテレビモニターにて、写真のご確認をお願いいたします。

譲受人の■■■■■さんですが、50年間、農業を営んでおられます。現在は、田・畑合わせ1町歩程の農地にて奥さん、長男と共に農業経営を行っておられます。番号1

の申請農地は、現在、貸借により耕作を行っておりまして、所有地に変更するため、また、番号2の農地につきましては、ご自身が耕作している農地に近く、効率的に耕作の拡大が図れると考えて申請されたものです。購入後は、果樹やじゃがいも、さつまいも、ネギなどの露地野菜の栽培を行う計画となっております。

■さんの所有する農業機械は、トラクター、耕運機、（乗用）田植え機、コンバインを所有されております。

ご申請の内容につきましては、以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第37号農地法第3条の規定に基づく許可申請について提案理由並びに補提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 この件につきまして、農地部会で検討しておりますので報告いたします。概要につきましては事務局の説明の通りであります。譲受人は営農状況で大規模にやっけて問題ないということで、申請土地については、画像にての確認をしました。入谷小の西側の畑を綺麗に耕運されていまして、2丁目の方データですけども、これ畑になってましたけども、従前譲受人が相対で借りていたそうで、本人の希望で所有権移転というふうになったということです。申請人の資格については問題ないということで、農地部会としては、承認ということで意見がまとまりましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 議案第37号の地区担当委員は吉川浩正委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（浩）委員 申請者の■さんに電話にてお伺いしましたが、ほぼ1年間従事してるみたいです。農機具も、農業機械もそろってますし、トラクターコンバイン田植え機、持ってますんで、私もたまに会って話すことがあるんですけど、本当は農業熱心な方で、特にお米づくり。熱心な方です。農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項により認めてもいいと思います。以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第37号農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告

のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第5議案第38号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。それでは、事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
農地中間管理事業の税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。
座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、申請人が農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けている場合に、3年ごとに税務署に提出する証明です。内容については、資料の5ページをご覧ください。

まず、申請人ですが、座間市新田宿■■■■■にお住いの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年11月26日から令和7年12月25日まで。特例適用農地につきましては、番号1～番号6に記載した田・畑、6筆の合計2,548㎡でございます。

場所については、案内図6ページでございます。諏訪神社西側の田4筆、畑2筆でございます。農地の状況としましては、現況写真がありますのでご確認をお願いいたします。

■■■■■さんは、平成4年2月に当該農地を相続され、今回が11回目の申請となります。農業経営としましては、本人と弟さんと、水稻作や露地野菜を作付し、耕作されております。農機具は、トラクター、田植え機などを所有しております。内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 農地部会において、この件について検討いたしました。概要につきましては事務局の通りであります。諏訪明神の西側、よく通る道で映像確認で現地調査は省略しましたが、耕作状況が確認できましたので、農地部会としては、承認ということで意見がまとまりましたので報告をさせていただきます。よろしくお願いいたし

ます。

議長 議案第38号の地区担当委員は池上元徳委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

池上(元)委員 本日現地を確認いたしました。1の畑については、ねぎとイチゴが植わっていました。本人にも会ってきました。普段ですと時期的には里芋かぼちゃを植えるそうです。2については、現在玉ねぎとインゲンダイコンが植わってまして、これも時期によってはじゃがいも等を植えるそうです。3～6の田については植わっていたのを以前から確認してますので、畑にしろ田にしろ、問題ないかと思います。以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第38号引き続き農業経営を行っている旨の証明について本案、農地部会長報告は、承認であります。農地部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第6、議案第39号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局から、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

農地中間管理事業の税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

座間市農業委員会会長、小泉聡。

内容は資料の7ページをご覧ください。

申請人は、座間市四ツ谷■■■■、■■■■さんからの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年12月28日～令和7年12月25日。特例適用農地につきましては、番号1～番号5までの四ツ谷にございます田・畑5筆で、合計4,039㎡です。

場所につきましては、8ページから10ページの案内図をご覧ください。8ページは、県道46号線の東側の畑2筆、9ページは海老名市境で鳩川見取橋脇の田1筆、

10ページは、新田宿グラウンド南側の田1筆・畑1筆でございます。番号3の農地については、現況は畑となっております。タブレット等でご確認ください。

■さんでございますが、平成4年の8月に当該農地を相続し、今回で11回目の引き続きの証明です。農業経営としましては、奥さんと共に、露地野菜を作付し、一部の農地は特定貸付として相続税の納税猶予の適用を受けながら農地の貸し付けを行っております。

農機具は、トラクター、等を所有し農地を管理しているということです。内容につきましては、以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第39号引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。本案は、先の農地部会において、協議検討されております。市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 この件につきましても、12月18日に農地部会で、検討いたしました。概要は事務局の説明の通りであります。ナンバー1に、これ自宅横の農地ですこれ、画像で確認できまして、耕作状況、問題ないということで、現地調査省略しました。また3～5につきましては特定貸付ということで、貸し付けをしている、耕作状況についても良好でありましたので、これも確認せずに、画像での、検討を行いました。5筆とも問題ないということで、部会としては意見がまとまりましたので報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 議案第39号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（稔）委員 特に問題ないと思います。以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について本案、農地部会長報告は、承認であります。農地部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決しました。以上で、議案審議は全て終了しました。委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで

何かございますか。

事務局からは、何かありますか。

その他

・あっせん希望農地調査書について

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 無いようですので、以上で、令和7年第12回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時55分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

1 0 番 _____